

# 海区漁場計画

令和3年5月

大阪府

# 第1種区画漁業権

1 公示番号 区第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台

ア 基点第1号から真方位236度60分、1,050メートルの点

イ 基点第1号から真方位231度20分、1,035メートルの点

ウ 基点第1号から真方位229度50分、1,230メートルの点

エ 基点第1号から真方位234度25分、1,250メートルの点

3 免許予定日

令和3年9月1日

4 申請期間

令和3年6月14日から同年7月13日まで

5 関係地区

泉佐野市全域

6 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

7 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

8 存続期間

令和3年9月1日から

令和5年8月31日まで

区第 2 2 号	
漁業種類	漁業の名称
第 1 種区画漁業	かき養殖業
漁場の位置	泉佐野りんくう往來南地先
漁場の区域	次のア、イ、ウ及び工の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第 1 号	阪南港泉佐野 A 附波堤灯台
ア	基点第 1 号から真方位 236 度 60 分、1.050 メートルの点
イ	基点第 1 号から真方位 231 度 20 分、1.035 メートルの点
ウ	基点第 1 号から真方位 229 度 50 分、1.230 メートルの点
工	基点第 1 号から真方位 234 度 25 分、1.250 メートルの点

縮尺 1:10,000

